

**ケース別 登記名義人の住所・氏名
変更・更正の登記**
—要否・可否の判断と登記官のチェックポイント—
—お詫びと訂正—

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

本書のケース〔44〕（82・83 頁）の結果欄が「不可」とあるのは誤りで、正しくは「可」です。これに伴い、当該ケース全体を訂正し、訂正後の内容を次頁以降に掲載いたしました。また、その PDF データを弊社 WEB サイトの「正誤・追加情報」へ掲げており、書籍巻末の QR コードからご覧いただけます。

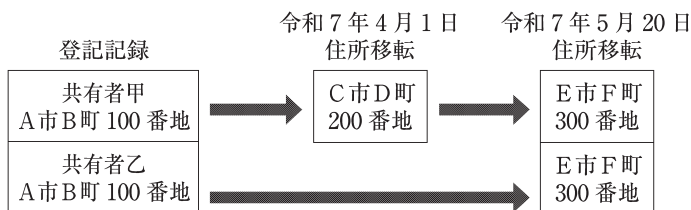
お手数をおかけいたしますがご確認のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

2025 年 12 月

新日本法規出版株式会社

〔44〕 住所移転の経過は異なるものの、最終の住所及び住所を移転した日付が同じである共有者の住所変更登記は、同一の申請情報で申請できるか

登記記録上の住所から住所を移転している共有者について、現在の住所及び住所を移転した日付が同一であるものの、住所の移転経過が異なる場合、1件の申請情報で住所変更登記を申請することは可能か。	結 果
	可



チェックポイント

本事例について、以前は、共有者である甲及び乙の現在の住所及び現在の住所に移転した日付が同一ではあるものの、住所の移転経過が異なるため、1件の申請情報で甲及び乙の住所変更登記を申請することはできませんでした（登研521・174）。

ただし、現在は、登記の目的、登記原因及び変更後の事項が同一である場合、便宜、同一申請情報により申請して差し支えないとされています（登研575・122）。

<共有者甲及び乙の申請情報>

登記の目的	所有権登記名義人住所変更
原因	令和7年5月20日住所移転
変更後の事項	共有者甲及び乙の住所 E市F町300番地
申請人	E市F町300番地 甲 E市F町300番地 乙
添付情報	登記原因証明情報 代理権限証明情報
登録免許税	不動産1個につき金1,000円